

公調委平成 13 年(フ)第 2 号三重県開発行為許可処分等取消裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件裁定申請を却下する。

事実及び理由

第 1 事件関係人の申立て

1 申請人

処分庁が、平成 12 年 10 月 13 日付け三重県指令勢生第 2-131-19 号でした森林法 10 条の 2 による開発行為許可及び同日付け三重県指令伊建第 7-6 号でした採石法 33 条による岩石採取計画認可の各処分を取り消すとの裁定を求める。

2 処分庁

(本案前の答弁)

主文と同旨の裁定を求める。

(本案の答弁)

本件裁定申請を棄却するとの裁定を求める。

第 2 事案の概要

本件は、処分庁が、有限会社 A (以下「A」という。)

の申請に対してした森林法 10 条の 2 による開発行為許可及び採石法 33 条による岩石採取計画認可の各処分について、申請人が、これらの許可及び認可に基づいて行なう開発行為及び採取（以下「本件各処分に基づく開発行為等」という。）によって、森林の有する機能が著しく阻害され、周辺住民に各種の被害をもたらす危険性が増大することなどを理由として、上記各処分の取消しを求めた事案である。

1 判断の前提となる事実（認定に用いた証拠は、関係する事実の箇所に記載するものとする。以下同じ。）

(1) 本件許可

A は、処分庁に対し、平成 11 年 6 月 11 日、三重県 a 郡 b 町 c○○○○xxx 番地の×ほかの土地について、土砂採取の目的で、森林法 10 条の 2 第 1 項に基づき開発行為許可の申請をした（乙 2 号証の 13）。その後、同社は、処分庁に対し、平成 12 年 7 月 14 日付けで、開発区域の縮小や調整池の位置などの変更を申し出た（乙 2 号証の 5）。

処分庁は、上記許可申請に対し、平成 12 年 10 月 13 日付け三重県指令勢生第 2 - 131 - 19 号をもって開発行為を許可した（以下「本件許可」という。）。本件許可に係る開発行為の森林の土地の面積は 31.5882 ヘクタール、開発行為の期間は本件許可の日から平成 16 年 1 月 31 日までである（乙 2 号証の 1）。

(2) 本件認可

A は、処分庁に対し、平成 11 年 6 月 11 日、三重県 a 郡 b 町 c○○○○xxx 番地の×ほかの土地について、採石法 33 条に基づき岩石採取計画認可の申請をした。

処分庁は、上記認可申請に対し、平成 12 年 10 月 13

日付け三重県指令伊建第7-6号をもって岩石採取計画を認可した（以下「本件認可」という。）。同処分に係る岩石採取計画における採取面積は51万3551平方メートル（以下、この土地と上記許可に係る開発行為の森林の土地とを総称して「本件土地」という。）、採取する岩石の種類は砂岩及び頁岩、採取数量は1120万5800トン、採取認可期間は平成12年10月13日から平成14年10月12日までである（乙10号証）。

## 2 本件の争点

本件の主な争点は、①申請人の本件裁定申請の適格の有無、②森林法10条の2第2項各号に定める事由（以下「許可障害事由」という。）及び採石法33条の4に定める事由（以下「不認可事由」という。）の有無、③本件各処分の手続の違法の有無であり、この点に関する当事者双方の主張の概要は、次のとおりである。

### (1) 申請人の主張の概要

#### ア 申請人の本件裁定申請の適格について

申請人は、肩書住所地に居住しており、本件各処分に基づく開発行為等により引き起こされる土石崩落や大雨時の水害などの災害によって、直接かつ重大な被害を受けることが予想される。

また、申請人は、b町議会議員としての立場上町民の安全な生活を守る責務があり、再三地域住民を見舞うため訪問しているが、その都度、開発行為による騒音、振動、粉塵などの被害を受ける上、三重県民としての権利である「良好で快適な環境を享受する権利」（三重県環境基本条例前文）を害される立場にある。

しかも、本件土地のうち6割を超える部分はb町の所有地であって、申請人らb町民の共有財産であるが、申請人は、三重県及びb町の住民としての地位にあるから、申請人は、共有の利害を有する者の一人として、町民の共有財産を開発行為による荒廃から守るためb町に代位して訴える権利を有するし、また、住民の生活環境を保全する責務を負う三重県及びb町に代位して訴える権利をも有する。

以上より、申請人は、本件各処分を取消しを求める法律上の利益を有する者であり、裁定を申請する適格を有する者である。

#### イ 許可障害事由及び不認可事由について

本件各処分に基づく開発行為等により、森林の有する災害防止機能や水害防止機能が著しく損なわれ、降雨、地震等による土砂流出、斜面崩落、水害等の災害が発生して周辺住民に様々な被害をもたらす危険性が大きい。

さらに、水源涵養機能、環境保全機能、動植物の種の多様性保全機能が著しく損なわれるおそれもある。

したがって、許可障害事由及び不認可事由があるから、本件各処分は取消しを免れない。

#### ウ 手続の違法事由について

本件各処分の手続においては、周辺住民の反対意見をしん酌していないこと、漁業協同組合長の同意書作成手続が不適法であること、地権者の同意が不当な手段によるものであること、b町長の意見書が住民の利益不利益を真摯に検討した結果でないこと、開発行為

や岩石の採取による騒音が三重県公害防止条例・規則に定める基準を超えること、調整池の設計に誤りがあること、三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施していないこと、Aの資金力や信用についての判断を誤ったこと等の重大な違法が認められるから、本件各処分は取消しを免れない。

## (2) 処分庁の主張

### ア 申請人の本件裁定申請の適格の有無について

林地開発行為許可の制度及び岩石採取計画認可の制度は、いずれも公益の保護を図るものであり個人の個別的利益の保護を目的とするものではない。したがって、申請人は、本件各処分について法律上保護するに値する権利又は利益を有しない。

### イ 申請人が主張する許可障害事由又は不認可事由に該当する事実はいずれも存しない。

### ウ 申請人が主張する手続の違法事由に該当する事実はいずれも存しない。

## 第3 当委員会の判断

### 1 申請人の適格について

(1) 林地開発行為の許可及び岩石採取計画の認可に対し、裁定を求める法律上の利益を有する者とは、当該許認可処分により、法律上保護された自己の利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。

そして、森林法 10 条の 2 第 2 項 1 号及び同項 1 号の 2 の規定が土砂の流出等の災害や水害を発生させるおそれがないことを開発行為の許可要件としていること及び採石法 33 条の 4 の規定が他人に危害を及ぼすこと

を不認可事由の一つとしていることの趣旨は、いずれも、災害の防止といった一般的公益の保護を図るとともに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による被害が直接的に及ぶことが想定される一定範囲の地域内に居住する者の生命、身体等を個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨をも含むものと解される。したがって、生命、身体等に直接的な被害を受けることが想定される一定範囲の地域内に居住する者は、森林法 190 条 1 項に規定する裁定及び採石法 39 条 1 項に規定する裁定を申請する法律上の利益を有するものというべきである。

(2) そこで、本件について検討すると、証拠によれば、本件土地から南東の方向には、c 湾に注ぐ○川があるが、その流域に沿って平地が広がっている上、○川の流水は c 漁港西側部分に設置された防波堤によって c 漁港に直接流入しない仕組みになっていること（乙 1 号証）、申請人の居住地は、c 漁港南東奥の沿岸部に位置し、本件土地とは直線距離にして約 1.7 キロメートル離れていること（乙 1 号証、参考人 B の供述）の各事実が認められる。したがって、本件各処分に基づく開発行為等によって、土砂の流出又は崩壊、水害等が仮に発生するとしても、その被害が○川の流域を越えて申請人の居住地にまで及ぶといった事態の発生を想定することは困難であって、申請人は、本件各処分に基づき生命、身体等に直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者とは認められない。

(3) 申請人は、このほか、三重県条例による良好で快適な環境を享受する権利を有することや代位して訴える権利

があることなどを理由に本件裁定を申請する適格があると主張する。

しかし、申請人の主張する権利利益が本件各処分 of 根拠法規による保護の対象ではなく、また、代位による申請が許されないことも明らかである。申請人の主張は、いずれも独自の見解に基づくものであって採用することはできない。

(4) 以上のとおり、申請人には本件各処分の取消しの裁定を申請する適格は認められない。

2 よって、本件裁定申請は不適法であるから却下することとし、裁定委員全員一致の意見により、主文のとおり裁定する。

平成 14 年 4 月 30 日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 川 寄 義 徳

裁定委員 田 辺 淳 也

裁定委員 平 野 治 生